

ICT活用工事（ICT舗装工(修繕工)）「請負者希望型」特記仕様書

（適用）

第1条 本工事は、請負者が3次元データ等を活用する「ICT活用工事（ICT舗装工）」（以下、「ICT活用工事」という）であり、本工事の実施にあたっては、工事請負契約書及び土木工事共通仕様書等によるほか、愛媛県ICT活用工事実施要領及び本仕様書によるものとする。また、本仕様書は、今治市が現場条件等より適正と判断するものを対象工事とする。

（ICT活用工事）

第2条 ICT活用工事とは、以下に示す①～⑤全ての施工プロセスにおいてICTを活用する工事である。

①3次元起工測量

起工測量にあたっては施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量が選択できるものとし、ICT活用とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 3) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

②3次元設計データ作成

①で計測した測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元設計データを作成する。

③ICT建設機械による施工

②で作成した3次元設計データを用いて下記1)に示す施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を実施する。

- 1) 3次元位置を用いた施工管理システム

④3次元出来形管理等の施工管理

③による工事の施工管理において、ICTを活用した施工管理を実施する。

〔出来形管理〕

下記1)～2)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) 施工履歴データを用いた出来形管理
- 2) 地上写真測量を用いた出来形管理

⑤3次元データの納品

④による3次元施工管理データを工事完成図書として納品する。

（ICT活用工事の実施手続き）

第3条 請負者は、ICT活用工事の施工に先立ち「ICT活用工事に関する協議書」を発注者に提出し、受発注者間の協議が整った場合に実施できるものとする。

（設計積算）

第4条 本工事の積算にあたっては、「土木工事標準積算基準書（愛媛県）」「ICT活用工事積算要領（国土交通省）」等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。なお、3次元起工測量、3次元データの作成を行う場合は、見積書を提出するものとし、発注者が妥当性を確認の上、設計変更の対象とする。

（監督・検査）

第5条 ICT活用工事を実施した場合は、国土交通省が定めたICT舗装工に関する基準により行うものとする。なお、工事検査の実施にあたって必要となる機器類は、請負者がこれを準備するものとする。

（工事成績評定）

第6条 ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で評価する。

(現場見学会等の実施)

第7条 請負者は、発注者が本工事の工事現場でICT活用工事見学会等を実施する場合は、協力しなければならない。

(調査等への協力)

第8条 発注者がアンケート等を実施する場合は、請負者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(ICT 部分活用工事)

第9条 請負者は、ICT 部分活用工事を実施する場合は、施工に先立ち「ICT活用工事に関する協議書」を発注者に提出し、受発注者間の協議が整った場合に実施できるものとする。

(その他)

第10条 ICT活用工事の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項は、発注者と請負者が協議して定めるものとする。また、愛媛県ICT活用工事実施要領及び本仕様書において、本仕様書を優先する。